

監査委員公表第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、定期監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり国東市長等から通知がありましたので、公表します。

令和 6年 7月10日

国東市監査委員 徳部 吉昭

国東市監査委員 宮園 正敏

1 監査実施日

令和5年9月26日～令和6年3月22日

2 監査対象機関

まちづくり推進課、文化財課、会計課、農政課、財政課

3 監査の種別

定期監査及び行政監査

国東第0628003号
令和6年6月28日

国東市監査委員 徳部吉昭様

国東市監査委員 宮園正敏様

国東市長 松井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和5年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 まちづくり推進課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
定住促進に係る各種補助金について 国東市の定住促進に係る各種補助金については、概ね5年ないし10年の居住要件があり、とりわけ『国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金事業』に関しては、令和3年度の定期監査において「交付後の事後調査も必要なことから、交付後の調査など必要事項が生じた場合は要綱を改正するなど、適切な対応を求める」と注意していたところである。そうした中、事業効果を検証し、「国東市移住シングルペアレント生活応援補助金」のように既に廃止した事業もある一方で、事業の構成上居住要件に係る事後調査の対象者が年々増すため労力面での負担が増大していることは、今後事業を継続するうえで一つの課題と思われる。 実際今年度実施した事後調査の結果、『国東市就業ムービング応援補助金』については、補助対象者の4分の1が既に市外転出していることが判明しており、他の関連事業においても要綱に記された要件から外れる対象者が明らかとなった。 以上のことから、引続き事業の効果検証、見直しを行い、要件から外れた者への返還要求など適切な対応を求める。	『国東市あったか家族マイホーム新築・購入応援奨励金事業』『国東市就業ムービング応援補助金』については、事業効果を検証し、令和5年度で廃止しました。 返還の手続きについては、要件から外れた対象者に通知を送る予定です。 今後、各種補助金の事業検証や補助金の返還手続きについて、事務処理の整理を行い適切な管理に努めます。

令和 6 年 6 月26日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 宮 園 正 敏 様

国東市教育長 岩 光 一 郎



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 5 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・ 監査対象機関 文化財課

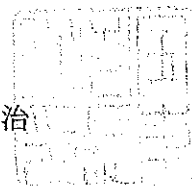
指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
（各団体への補助金について） 国東市文化財愛護少年団連絡協議会補助金の交付において、電子決裁の添付資料として、改正前の要綱と改正案が添付されていた。 また、国東市無形民俗文化財伝承事業費補助金交付要綱に基づいて交付される補助金については、別表第2で定めた基準により各団体の補助金額が積算される。この結果、別表第2では各団体の補助金額が明示されていないため、別途作成された団体ごとの補助金額の一覧表が電子決裁の添付資料となっている。また、補助金要綱の附則の「当分の間、国指定無形民俗文化財及び国選択無形民俗文化財については、上限を適応しない。」に該当する団体において、増減の根拠となる資料が添付されていなかった。 各団体への補助金交付事業は、文化財を保護するために必要な事業であるが、補助金は補助金交付要綱に基づき支払いがなされるべきであって、わかりやすい交付要綱に改正、整備するなど適切な対応を求める。	各団体への補助金について、現在の交付要綱がわかりにくいため今年度中の改正、整備に向けて準備中である。

令和6年6月28日

国東市監査委員 徳部吉昭様

国東市監査委員 宮園正敏様

国東市長 松井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和5年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 会計課

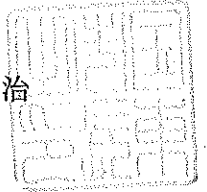
指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
（各団体への補助金について） 国東市文化財愛護少年団連絡協議会補助金の交付において、電子決裁の添付資料として、改正前の要綱と改正案が添付されていた。 また、国東市無形民俗文化財伝承事業費補助金交付要綱に基づいて交付される補助金については、別表第2で定めた基準により各団体の補助金額が積算される。この結果、別表第2では各団体の補助金額が明示されていないため、別途作成された団体ごとの補助金額の一覧表が電子決裁の添付資料となっている。また、補助金要綱の附則の「当分の間、国指定無形民俗文化財及び国選択無形民俗文化財については、上限を適応しない。」に該当する団体において、増減の根拠となる資料が添付されていなかった。 各団体への補助金交付事業は、文化財を保護するために必要な事業であるが、補助金は補助金交付要綱に基づき支払いがなされるべきであって、わかりやすい交付要綱に改正、整備するなど適切な対応を求める。 会計課にあつては、根拠となる資料を添付するよう、適切な処理を指導されたい。	財務事務を適正に執行するためには、関係法令や各種事務マニュアル等に基づく事務処理が必要であり、財務伝票を審査する際には、添付書類の確認はもとより、マニュアル等に沿った事務処理がなされていることのチェックを徹底することを課内で確認しました。 今後も、関係法令や各種事務マニュアル等に基づいた適正処理の指導に努めます。

令和 6 年 6 月 28 日

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 宮 園 正 敏 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和 5 年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

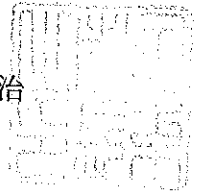
・ 監査対象機関 農政課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
伊美郷土地改良区の解散に伴う「一ノ瀬ため池」の譲与について 伊美郷土地改良区については、解散総代会に先立ち、令和 4 年 1 月に国東市に対し財産及び管理の引受けに対する協議が行われた結果、伊美郷土地改良区解散総代会決議後に、市に「一ノ瀬ため池」が譲与されている。 一ノ瀬ため池については、伊美郷土地改良区解散後新たに設立された「伊美郷水利組合」が草刈り等の維持管理を行っているが、一ノ瀬ため池のゲート開閉用の動力ポンプや街灯の電気料は市が負担することとなっている。 本来、ため池は受益者がすべてを管理することが望ましいと考えられる。現在、受益者は水門等の施設を維持管理しているが、今後、経年劣化によりゲート開閉用の動力ポンプ等の施設改良や修繕が必要になると考えられる。 今回の事案は市が既に譲与されているわけだが、維持管理や費用については、負担割合等を協議した協定書等を作成するなど適切な対応を求める。	今回の監査報告における一ノ瀬ため池のゲート開閉用の動力ポンプや街灯の電気料は、市で負担していました。 今後は、一ノ瀬ため池に関する協定書の締結が行われていないことから、受益者である伊美郷水利組合と協議を行い、維持管理や費用についての負担割合等を示した協定書等を年度内に作成し、適切な事務の執行に努めます。

国東市監査委員 徳 部 吉 昭 様

国東市監査委員 宮 園 正 敏 様

国東市長 松 井 督 治



定期監査及び行政監査結果に対する措置結果の報告について

令和5年度定期監査及び行政監査に対する措置結果を別紙のとおり報告します。

・監査対象機関 財政課

指摘又は提言事項（監査意見）	措置結果（回答）
公共施設の除却について 市の公共施設の除却については、国東市公共施設個別計画において耐震性のない老朽化した施設を解体するという方針に位置付けた施設について合併特例債を活用して年次計画をたてて解体を進めてきている。 合併特例債は、合併した市町村が市町村建設計画（国東市新市建設計画）に基づく事業を実施する際に、事業の財源として特例で認められる使用可能な地方債で、後年度交付税算定において有利な財源である。 市において合併特例債の発行期限は令和7年度までとなっており、公共施設の除却に対する財源については当然合併特例債を充当する予定としている。 しかしながら、現在一番必要なことは、各担当課が所管している公共施設において除却を必要とする施設の選定確認を再度行い、令和7年度までに除却計画に基づき事業を執行していくことである。 今後、財政課においては、財政課が所管し除却を予定している公共施設はもちろんではあるが、各担当課が所管している公共施設についても積極的に調査、把握に努めていただきたい。公共施設の除却については有利な合併特例債ではあるが、財政的な負担等を考慮しながら令和7年度までに可能な限り、除却の財源に合併特例債を充当し、公共施設の除却実施に対し適切な対応を行うよう指導されたい。	施設の除却事業については、有利な合併特例債の借入期限である令和7年度までに除却できるよう、重点的に実施を推進しております。 普通財産については、原則として公共施設個別計画において解体の方針に位置づけられた施設について、除却することとし、行政財産については、所管課と除却に向けた協議を行うなど積極的に働きかけを行い、可能な限り除却事業を実施できるよう努めております。